

議案第 5 1 号

倉敷市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則の改正について

倉敷市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように
制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

倉敷市教育委員会

教育長 井 上 正 義

倉敷市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

倉敷市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則（令和元年倉敷市教育委員会規則第
1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を削り、第 4 条を改め、同条を第 2 条とする改正規定中「に改め」の次に
「，「使用する 1 月前までに」を削り、同条ただし書を削り」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

令和 4 年 4 月 1 日からの供用開始に伴い、倉敷市自然の家の利用促進を図るため規則を改
正するものである。

倉敷市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則（令和元年倉敷市教育委員会規則第12号）新旧対照表

新	旧
第2条及び第3条を削り、第4条中「少年自然の家」を「自然の家」に改め、 <u>「使用する1月前までに」を削り、同条ただし書を削り、同条を第2条とする。</u>	第2条及び第3条を削り、第4条中「少年自然の家」を「自然の家」に改め、 同条を第2条とする。